

鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第180号）第3条において、鹿屋市消防団長により任用された消防団員（以下「団員」という。）の確保及び消防団活動の安定的な運営を図るため、予算の範囲内において鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通自動車免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。
- (2) 準中型自動車免許 法第84条第3項に規定する準中型自動車免許をいう。
- (3) 中型自動車免許 法第84条第3項に規定する中型自動車免許をいう。
- (4) 教習所 法第99条に定める指定自動車教習所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 普通自動車免許又は準中型自動車免許を有すること。
- (2) 所属する分団に配備されている消防自動車を運転することができる自動車運転免許を有していないこと。
- (3) 所属する分団の分団長の推薦があること。
- (4) 入団してから2年以上経過していること。
- (5) 機関員予定団員であること。
- (6) 補助金の交付を受けた後、5年以上消防団に在職し、消防団活動を行うことを誓約すること。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しく

は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、教習所において次の各号のいずれかに該当する運転免許を取得及び限定免許の解除するための講習を受ける場合に要する経費（入学金、教習料金、学科教本代、検定料及び卒業証明書交付手数料その他市長が必要と認める経費）とする。ただし、教習所の定める規定時限を越えた経費は、これを含めない。

- (1) 普通自動車免許を有する団員が取得する準中型自動車免許又は中型自動車免許
- (2) 平成19年6月2日から平成29年3月11日までの間に普通自動車免許を取得し、現在条件付の準中型自動車免許を有する団員で、運転できる車両が車両総重量5トン未満の車両に限られている者が行う車両総重量5トン未満に限定する免許の解除（以下「準中型5トン限定解除」という。）
- (3) 準中型自動車免許を有する団員が取得する中型自動車免許
- (4) その他市長が認める運転免許又は限定免許の解除

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、9万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 第4条各号に規定する経費の見積書
- (3) 鹿屋市消防団員自動車運転免許取得推薦書（別記第2号様式）
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付す

ることが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

2 前項の場合において市長は、必要があると認めたときは条件を付するものとする。

（自動車運転免許取得の中止）

第8条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金に係る自動車運転免許の取得、又は限定免許の解除を中止しようとするときは、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金中止申請書（別記第4号様式）により、市長に申請しなければならない。なお、中止までに要した経費については、いかなる場合においても補助金の対象とはしない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、第4条に規定する運転免許を取得又は限定免許の解除をしたときは、取得の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）新たに取得した自動車運転免許証の写し

（2）自動車運転免許取得に要した経費の領収書の写し（取得に要した経費の内訳が分かるもの）

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金等の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金等交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金確定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の通知を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付請求書（別記第7号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、当該年度の3月31日までに、市長に提出しなければ

ならない。

（決定通知の取消し又は補助金等の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたとき。
- (2) 補助事業等の施行について不正の行為があったとき。
- (3) 補助事業等の一部を停止し、又は廃止したとき。
- (4) 決定通知の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 鹿屋市消防団 方面隊 分団
氏 名
住 所
電話番号

鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付申請書

鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金の交付を受けたいので、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けた後、5 年以上鹿屋市消防団に在職し、消防活動を行うことを誓います。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 取得を希望する自動車運転免許の種類（該当するものにレ印）

☐ 準中型自動車免許 ☐ 中型自動車免許

☐ 準中型 5 トン限定解除

4 添付書類

- (1) 申請時の自動車運転免許証の写し
- (2) 第 4 条各号に規定する経費の見積書
- (3) 鹿屋市消防団員自動車運転免許取得推薦書（別記第 2 号様式）
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市消防団 方面隊 分団
分団長

鹿屋市消防団員自動車運転免許取得推薦書

次の団員について、（☐ 準中型自動車免許 ☐ 中型自動車免許 ☐ 準中型 5 トン限定解除）を取得させたいので、推薦します。

階 級	
氏 名	
勤続年数	年 か月
推薦理由	
確認事項	☐ 当該団員は、本分団に配備されている消防自動車を運転させる必要がある。 ☐ 当該団員は、本分団の機関員予定団員である。 ☐ 当該団員は、鹿屋市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではなく、暴力団若しくは暴力団員とも密接な関係を有していない。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

鹿屋市消防団 方面隊 分団
様

鹿屋市長

鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金について、下記のとおり決定したので、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付対象となる自動車運転免許の種類

2 補助金の額

金 円

3 補助の条件

- (1) 補助金は、当該補助金の目的以外に使用してはならない。補助金の一部又は全部を目的に反して使用したときは、当該補助金の一部又は全部を返還しなければならない。
- (2) 当該補助金に係る自動車運転免許の取得を中止しようとするときは、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金中止申請書（別記第4号様式）により、市長に申請しなければならない。
- (3) 当該補助金に係る自動車運転免許を取得したときは、取得の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金実績報告書（別記第5号様式）を提出しなければならない。
- (4) 当該補助金に係る自動車運転免許の取得は、交付決定日の属する年度の末日までにしなければならない。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 鹿屋市消防団 方面隊 分団
氏 名
住 所
電話番号

鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金中止申請書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった 年度
鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金について、下記の理由により自動車運転免許の取得を中止したいので、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 取得を中止した自動車運転免許の種類（該当するものにレ印。）

- ☐ 準中型自動車免許 ☐ 中型自動車免許
☐ 準中型5トン限定解除

2 自動車運転免許取得の中止の理由

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 鹿屋市消防団 方面隊 分団
氏 名
住 所
電話番号

鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった 年
度鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金に係る自動車運転免許を取得したの
で、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱第9条の規定により報告
します。

1 免許取得日 年 月 日

2 取得した自動車運転免許の種類（該当するものにレ印）

- ☐ 準中型自動車免許 ☐ 中型自動車免許
☐ 準中型5トン限定解除

3 免許取得に要した費用 金 円

4 添付資料

- (1) 新たに取得した自動車運転免許証の写し
(2) 自動車運転免許取得に要した経費の領収書の写し（取得に要した経費の内訳
が分かるもの）

第 6 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

鹿屋市消防団 方面隊 分団
様

鹿屋市長

鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金について、下記のとおり確定したので、鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 鹿屋市消防団 方面隊 分団
氏 名
住 所
電話番号

鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付請求書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった
年度鹿屋市消防団員自動車運転免許取得費補助金について、下記のとおり請求しま
す。

記

補助金請求額 金 円